

## 令和4年度実地指導結果 サービス種別：共同生活援助

令和5年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
特定非営利活動法人榑原竹ぼうきの会	榑原町	すみれホーム	R4.6.17	配置すべきサービス管理責任者が配置されておらず、個別支援計画の作成がされていないことが認められた。 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成をさせること。	改善済	
				サービス管理責任者が未配置の期間中に作成した個別支援計画が認められた。 当該計画は個別支援計画として認められないため、該当する個別支援計画については、「個別支援計画未作成減算」を適用し、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
				身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の設置及び従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
				火災が発生した際の利用者への支援方法が、共同生活援助計画に記載されていないことが認められた。 指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載すること。	改善済	
				虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の設置及び従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
株式会社ワクワク	芸西村	共同生活援助らいふ	R4.7.1	利用者負担額等の受領において、利用者から支払を受けることができる費用として認められた「障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用」とは言いえないものを請求している事例が認められた。 重要事項説明書に「敷金」と記載して徴した料金について利用者への返還等の措置を講じること。	改善済	
				火災が発生した際の利用者への支援方法が、共同生活援助計画に記載されていないことが認められた。 指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載すること。	改善済	
社会福祉法人きてみや	南国市	きてみやグループホーム	R4.10.4	身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
				虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知、虐待防止担当者の設置）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
				夜間支援等体制加算について、夜勤か宿直かが判断としないまま加算（I）で届け出ていることが認められた。 現在の従業体制がいずれに該当するのか労働基準監督署に確認のうえ届け出ると共に、届け出ている加算に変更を要する場合は、速やかに手続を取り必要に応じた過誤申請を行うこと。	改善済	
社会福祉法人高知西南福祉協会	宿毛市	宿毛授産園	R4.11.1	なし		

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人さんご福祉会	土佐清水市	グループホームさんご	R4.12.7	<p>火災が発生した際の利用者への支援方法が、共同生活援助計画に記載されていないことが認められた。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載すること。</p>	改善済	
				<p>身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知）を講じていないことが認められた。</p> <p>指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。</p>	改善済	
				<p>虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知）を講じていないことが認められた。</p> <p>指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。</p>	改善済	
特定非営利活動法人ひかりの会	宿毛市	グループホームひかり	R4.12.8	<p>火災が発生した際の利用者への支援方法が、共同生活援助計画に記載されていないことが認められた。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載すること。</p>	改善済	